

令和6年11月29日
建築住宅課(建築指導係)

「愛媛県建築士サポートセンター」の開設について

令和7年4月の改正建築物省エネ法・建築基準法の全面施行に向けて、
「愛媛県建築士サポートセンター」が12月2日(月)開設されます。

令和4年6月に公布された改正建築物省エネ法・建築基準法(以下「改正法」という。)により、令和7年4月から、次に挙げる改正など、市場への影響が大きいと見込まれる事項が施行されます。

【主な改正事項】

- ①原則全ての新築・増改築で省エネ基準適合を義務化
- ②木造建築物の建築確認申請手続き等を見直し
※階数2以上又は延べ床面積200㎡超の木造戸建住宅等は、都市計画区域等「外」においても新たな手続き(建築確認等)が必要となります。
- ③木造建築物の壁量計算等を見直し

このことから、改正法の円滑な施行に向け、申請書の作成や申請手続きについて、個別に建築士などを無料でサポートする「愛媛県建築士サポートセンター」が、12月2日(月)、(株)愛媛建築住宅センターに開設される予定です。

愛媛県建築士サポートセンターの業務内容などについては、(株)愛媛建築住宅センターへお問い合わせください。

【問い合わせ先】

(株)愛媛建築住宅センター

電話：089-931-3336、ホームページ：<https://www.ehime-center.co.jp/>

※「愛媛県建築士サポートセンター」の特設ページは開設日に公開予定です。



<建築士サポートセンター>

都道府県単位で1つ開設し、建築士等の相談者からの求めに応じて、サポート員が個別サポートを行います。

なお、愛媛県建築士サポートセンターは、本県からの打診・調整等により事務局を決定しておりますが、国土交通省補助事業であり、国からの受託事業者と直接契約するため、県との直接的な契約関係はありません。

【問い合わせ先】 愛媛県土木部 建築住宅課 建築指導係 宇都宮・長賀部

〒790-0004 松山市大街道三丁目1-1 いよてつ会館ビル5F TEL：089(912)2757



申請者(建築主等)の皆様へ

2025年法改正の施行に係る

建築士サポートセンター

開設します

国土交通省では、全ての都道府県でサポートセンターを開設することとしており、愛媛県では「愛媛建築住宅センター」がサポートセンター事務局です

改正建築基準法・改正建築物省エネ法に係る 確認申請手続き等をサポートします

内容

2025年4月の建築基準法等の改正施行により、建築確認等の手続きが大幅に改正されます。主な改正内容は以下の3点です。

<改正1>木造建築物の建築確認申請手続き等を見直し!

(都市計画区域外であっても、階数2以上又は延べ面積が200㎡を超える建築物は確認申請が必要となる等)

<改正2>木造建築物の壁量計算等を見直し!

<改正3>原則全ての新築、増改築で省エネ基準適合を義務化!

国土交通省では、改正法の円滑施行に向け、全ての都道府県でサポートセンターを開設し、確認申請手続き等の資料作成や準備に係る困りごとに対して個別に相談できる体制を構築することとしております。

サポート概要

申請図書関係

- ・新たに添付が必要となる図書等の種類及び記載方法(建築基準法関係)(建築物省エネ法関係)
- ・完了検査時に提出が必要となる監理状況書類等の準備方法

構造関係

- ・壁量計算等の改正概要
- ・設計支援ツールの参照方法・使用方法

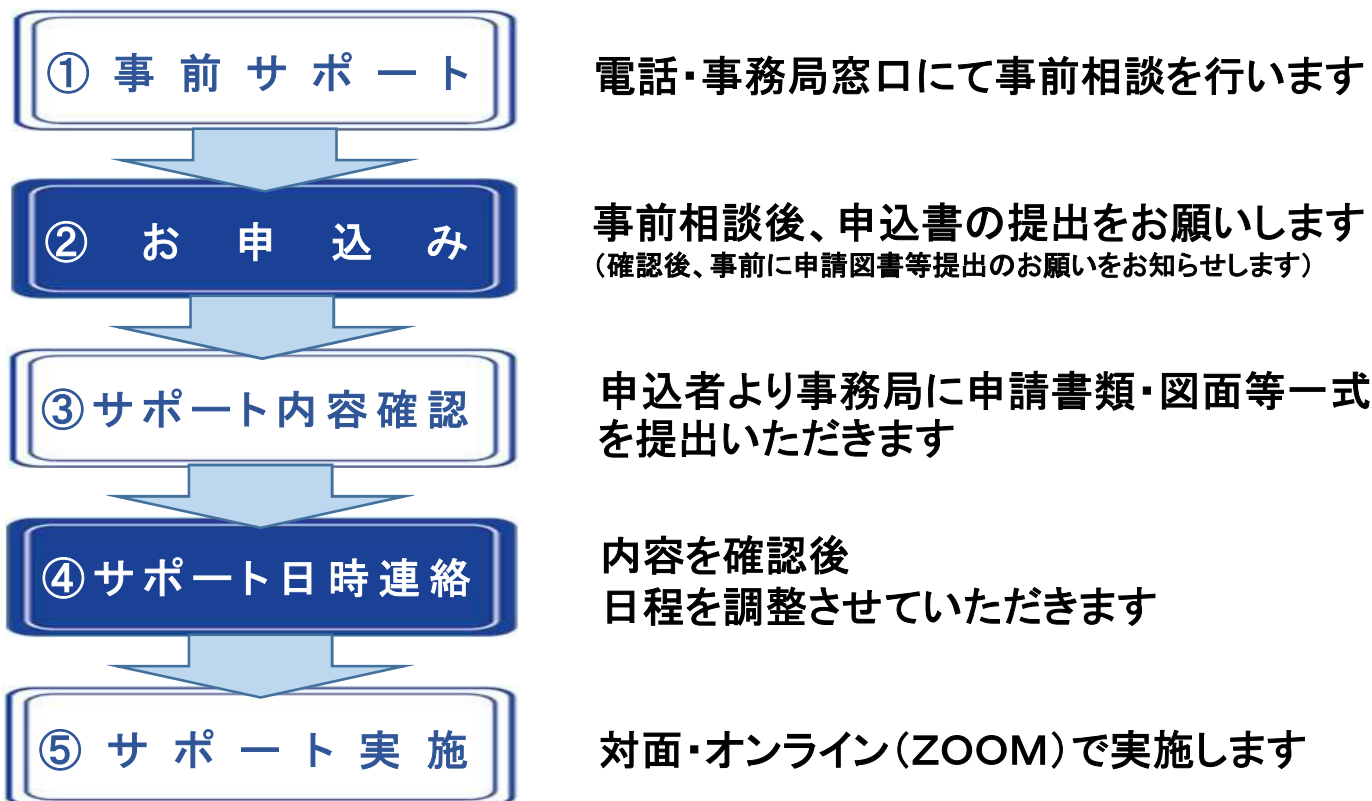
省エネ関係

- ・省エネ適判の手続き方法
- ・仕様基準によるチェック方法・記載方法
- ・省エネ計算の種類と特徴
- ・外皮計算シート・WEBプロの参照先・入力方法

※以上のサポートを行います但这些は基準への適合性を確認するものではありません。

詳細は裏面をご覧ください

サポートの流れ



費用 無料 (オンラインサポートに係る通信費等は申込者でご負担ください)

開設期間 2024年12月2日(月)～当面の間 **営業時間** 9:00～17:30月～金(祝日除く)
(窓口は16:30迄)

お問い合わせ・ご相談はこちら

松山本社 **089-931-3336** 松山市三番町4丁目4番地7
松山建設会館3階

東予支店 **0897-52-0411** 西条市大町1412番地2

申込みフォーム等はこちらへ

■ **愛媛建築住宅センターホームページ**
<https://www.ehime-center.co.jp/>



愛媛建築住宅センター

※特設ページ参照



制度内容の詳細はこちらへ

■ **建築士サポートセンターポータルサイト**
<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/support/>



日本建築防災協会



注意事項

- ・本サポートは2025年施行の改正建築基準法・改正建築物省エネ法に係る内容や改正法施行後の確認申請に伴う図書作成等についてのサポートであり、具体的な計画への設計・コンサル業務としての関与や記載内容の基準への適否や算定方法の適否など確認審査業務に該当する対応は含まれません。
- ・サポートへの申し込み多数の場合は対応までにお時間を頂く場合がございます。また、ご相談の内容によってはお断りする可能性もあります。
- ・サポート業務で知り得た情報は個人情報保護法に基づき守秘義務を厳守します。



株式会社 **愛媛建築住宅センター**
EHIME KENCHIKU JUTAKU CENTER



令和6年11月1日
住宅局建築指導課

建築士サポートセンターを全国に設置します！

～改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑な施行に向けて～

2025年4月の改正建築物省エネ法・建築基準法の全面施行に向けて、「建築士サポートセンター」を各都道府県に設置し、本日（11月1日）から、遅くとも2025年1月までの間に順次運用を開始します。

2022年6月に公布された改正建築物省エネ法・建築基準法（以下「改正法」という。）には、①原則全ての新築建築物等で省エネ基準適合を義務化、②木造戸建住宅等の建築確認手続きを見直し、③木造戸建住宅等の壁量計算等を見直しなど、市場への影響が大きいと見込まれる事項が盛り込まれており、いよいよ2025年4月に施行されます（別紙1）。

○ 建築士サポートセンター

国土交通省 HP において公表している改正法に係る様々なオンライン講座やテキスト等※を参照してもなお、改正後の建築確認申請等の手続きや申請図書作成等について不明な点がある場合には、建築確認実務に詳しい建築士等のサポート員に対して、個別計画に係る相談ができます。

現時点で決定している各都道府県のサポートセンター事務局と開設時期は別紙2のとおりです。詳細は一般財団法人日本建築防災協会 HP（<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/support/>）及び国土交通省 HP に順次掲載いたします。

建築士サポートセンター
ポータルサイト⇒



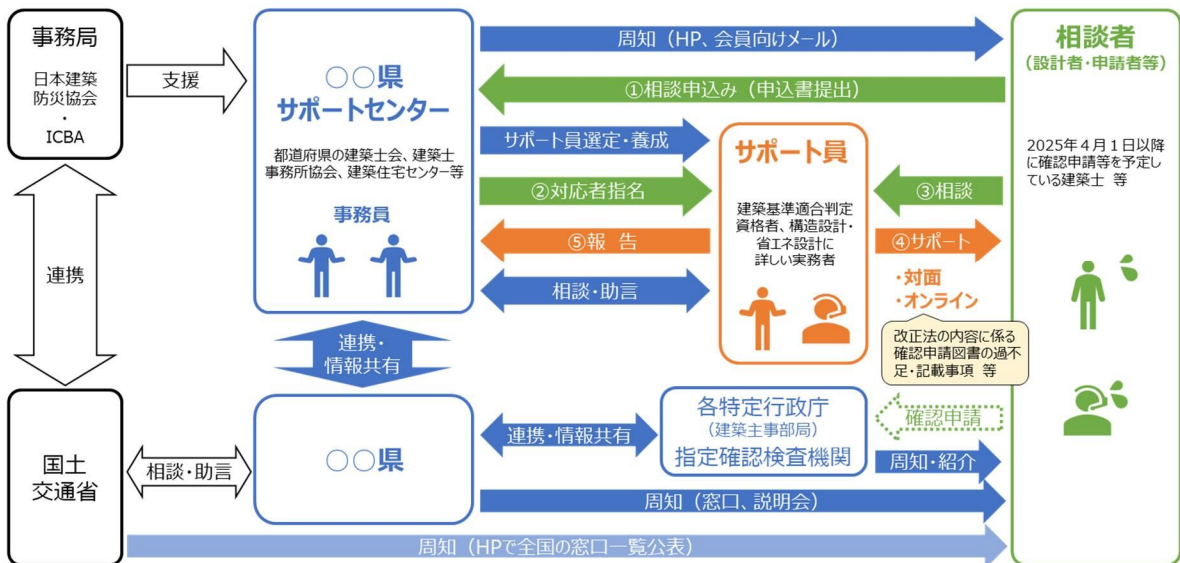
注：相談上限件数に達した場合、受付を終了する場合があります。

※国土交通省 HP「資料ライブラリー」（<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>）

改正法に係る「設計等実務講習会」（全47都道府県・10/21-12/25）

https://krs.bz/koushuu-setsumeikai/s/r6_kentiku-jitsumu

<サポート体制図（例）>



<問合せ先>

住宅局 建築指導課 TEL : 03-5253-8111

設計者・工務店の皆様へ

もうすぐ始まります！

2025年4月から ルールを改正します！



3つの改正するルール

<1つめ>

全ての**新築**で**省エネ基準適合**を義務化！

<2つめ>

木造戸建住宅の**建築確認**手続きを見直し！

<3つめ>

木造戸建住宅の**壁量計算等**を見直し！

詳細は裏面をご覧ください

3つの改正するルール

2025年4月以降に工事に着手するものが対象です。

< 1 つめ >

全ての新築で省エネ基準適合を義務化！

- ① 省エネ適判手続きが必要になります。
- ② 仕様基準で評価する場合は省エネ適判は不要です。

< 2 つめ >

木造2階の戸建住宅等の建築確認手続きを見直し！

- ① 「建築確認」が必要な対象範囲を拡大します。
- ② 「審査省略」の対象範囲を限定します。
- ③ 構造・省エネ関連の図書等の提出が必要になります。



< 3 つめ >

木造戸建住宅の壁量計算等を見直し！

➡ 重い屋根・軽い屋根等の区分を廃止

- ・ 算定式に基づき、壁量および柱の小径を算定
- ・ 表計算ツール・早見表 (試算例) を使用可能

わかりやすい解説動画やテキストはこちら

■ 解説動画

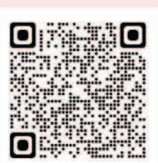
<https://shoenehou-online.jp/>



建築物省エネ法 オンライン講座

■ テキスト

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>



建築物省エネ法 資料ライブラリー

建築士サポートセンターの開設状況(令和6年11月1日時点)

別紙2

地整局等	都道府県	サポートセンター実施団体	開設日	地整局等	都道府県	サポートセンター実施団体	開設日
北海道	北海道	一般社団法人北海道建築士事務所協会	令和7年1月	近畿	滋賀県	一般財団法人滋賀県建築住宅センター	令和6年11月
東北	青森県	株式会社建築住宅センター	令和7年1月		京都府	一般社団法人京都府建築士事務所協会	(調整中)
	岩手県	一般社団法人岩手県建築士事務所協会	令和6年11月		大阪府	公益社団法人大阪府建築士会	令和7年1月
	宮城県	一般財団法人宮城県建築住宅センター	令和7年1月		兵庫県	公益社団法人兵庫県建築士会	令和7年1月
	秋田県	一般財団法人秋田県建築住宅センター	令和6年12月		奈良県	一般社団法人奈良県建築士事務所協会	(調整中)
	山形県	一般社団法人山形県建築士会	令和6年11月		和歌山県	一般社団法人和歌山県建築士事務所協会	令和6年12月
	福島県	一般財団法人ふくしま建築住宅センター	令和7年1月		中国	鳥取県	一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター
関東	茨城県	一般社団法人茨城県建築士事務所協会	令和7年1月	島根県		一般財団法人島根県建築住宅センター	令和7年1月
	栃木県	一般社団法人栃木県建築士事務所協会	令和7年1月	岡山県		岡山県建築住宅センター株式会社	令和7年1月
	群馬県	一般社団法人群馬県建築士事務所協会	令和7年1月	広島県		一般社団法人広島県建築士事務所協会	令和7年1月
	埼玉県	一般社団法人埼玉建築設計監理協会	令和6年11月	山口県		一般社団法人山口県建築士会	令和7年1月
	千葉県	一般社団法人千葉県建築士会	令和7年1月	四国	徳島県	公益社団法人徳島県建築士会	令和7年1月
	東京都	一般社団法人東京都建築士事務所協会	令和7年1月		香川県	株式会社香川県建築住宅センター	令和6年12月
	神奈川県	一般社団法人神奈川県建築士事務所協会	令和6年11月		愛媛県	株式会社愛媛建築住宅センター	令和6年12月
北陸	新潟県	(調整中)	(調整中)		高知県	公益社団法人高知県建築技術公社	令和7年1月
	富山県	一般財団法人富山県建築住宅センター	令和7年1月		九州	福岡県	一般財団法人福岡県建築住宅センター
	石川県	日本建築検査協会株式会社北陸支店	令和7年1月	佐賀県		公益財団法人佐賀県建設技術支援機構	令和6年12月
近畿	福井県	一般財団法人福井県建築住宅センター	(調整中)	長崎県		一般社団法人長崎県建築士事務所協会	令和6年11月
関東	山梨県	公益社団法人山梨県建設技術センター	(調整中)	熊本県		一般財団法人熊本県建築住宅センター	令和7年1月
	長野県	公益社団法人長野県建築士会	令和6年11月	大分県		一般財団法人大分県建築住宅センター	令和7年1月
中部	岐阜県	一般社団法人岐阜県建築士事務所協会	令和7年1月	宮崎県		一般財団法人宮崎県建築住宅センター	令和7年1月
	静岡県	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター	令和7年1月	鹿児島県		一般社団法人鹿児島県建築士事務所協会	令和6年12月
	愛知県	公益社団法人愛知建築士会	令和7年1月	沖縄	沖縄県	(調整中)	(調整中)
	三重県	一般社団法人三重県建築士事務所協会	令和7年1月				

※ 最新の情報は建防協HPをご確認ください。(https://www.kenchiku-bosai.or.jp/support/)